

## 富山大学同窓会連合会会則

平成 19 年 10 月 6 日制定

平成 21 年 7 月 22 日改正

平成 24 年 8 月 2 日改正

### 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本会は、富山大学同窓会連合会と称する。

(目的)

第 2 条 本会は、富山大学の学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携を推進することにより、富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の卒業生（修了生を含む。以下同じ。）の交流、親睦を図り、併せて富山大学の発展に寄与し、社会に貢献することを目的とする。

(事業)

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために以下の事業を行う。

- (1) 学部別同窓会及び同窓会支部間の交流、連携の推進
- (2) 新たな同窓会支部設立の支援
- (3) 卒業生と富山大学との連携・協力の推進
- (4) 富山大学の教育・研究活動の支援
- (5) その他本会の目的に沿った事業活動

### 第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正会員 各学部同窓会会員、並びに富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の関係者で会長が認めた者
- (2) 特別会員 富山大学（旧富山大学、旧富山医科薬科大学、旧高岡短期大学を含む）の教職員及び教職員であった者（正会員をのぞく）
- (3) 賛助会員 本会の事業に連携、協力できる団体及び個人で、賛助会員会費を納入した者。
- (4) 準会員 富山大学に在学する者。

### 第 3 章 役員等

(役員)

第 5 条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名（内 1 名は会長代行とする）
- (3) 幹事長 1名
- (4) 幹事 若干名
- (5) 会計監事 2名

(役員の選任)

- 第6条 会長及び副会長は、総会において選任する。
- 2 幹事長及び会計監事は、会長の推薦により、総会において選任する。
  - 3 幹事は、学部同窓会の推薦により、1名以上を総会において選任する。

(役員の任務)

- 第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。
- 2 会長代行は、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 幹事長は、会務の執行を総括し、事務局を統括する。
  - 5 幹事は、本会と学部同窓会との連絡調整を図り会務を処理する。
  - 6 会計監事は、会計の執行状況の監査を行う。

(役員の任期)

- 第8条 役員の任期は2年とし再任を妨げない。ただし、役員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(名誉会長、顧問)

- 第9条 本会に、名誉会長、顧問を置くことができる。
- 2 名誉会長は、学長がこれにあたる。
  - 3 顧問は、理事、学部長および会長経験者がこれにあたる。
  - 4 名誉会長、顧問は、会務に関する重要事項について助言することができる。

## 第4章 会議

- 第10条 本会の会議は、総会、正副会長会議および幹事会とする。

(総会)

- 第11条 総会は、第4条に掲げる会員をもって組織する。
- 2 総会は、毎年1回、臨時総会は必要な都度、会長が召集する。
  - 3 総会の成立には、第5条に掲げる役員の過半数の出席を要する。
  - 4 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。
  - 5 総会は、次の事項を決議する。
    - (1) 事業計画、報告、予算および決算に関する事項
    - (2) 役員の選任に関する事項
    - (3) 会費および会則の改定にかかる事項
    - (4) その他本会運営にかかる重要事項

(正副会長会議)

- 第12条 正副会長会議は会長の諮問機関とし、会長、副会長をもって組織し、次の事項について意見交換する。
- (1) 事業計画、報告、予算および決算に関する事項
  - (2) 役員の選任に関する事項
  - (3) 会費および会則の改定にかかる事項
  - (4) その他会長が諮問する事項

#### (幹事会)

第13条 幹事会は幹事長および幹事をもって組織し、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 同窓会連合会活動に関する事項
- (3) その他、同窓会連合会の運営にかかる重要事項

### 第5章 会計及び事務局

#### (財源)

第14条 本会の経費は、賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金その他の収入をもつて充てる。

#### (会費等)

第15条 賛助会員会費、各学部同窓会分担金、寄付金およびその他の経費は細則に定める。

#### (会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### (事務局)

第17条 本会の事務局は、「〒930-8555 富山市五福3190」を住所とする富山大学内に置く。

2 事務局に専任の事務員を置く。

### 第6章 会則改正

#### (会則の改正)

第18条 本会の会則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

#### 附則

- 1 会長は、中尾哲雄氏（富山市）とする。
- 2 この会則は、平成19年10月6日から施行する。

#### 附則

- 1 会長は、北野芳則氏（黒部市）とする。
- 2 この会則は、平成21年7月22日から施行する。

#### 附則

- 1 この会則は、平成24年8月2日から施行する。

## 同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費に関する細則

平成 19 年 10 月 6 日制定

### (趣旨)

第 1 条 この細則は、富山大学同窓会連合会の同窓会分担金基準、賛助会員会費およびその他の経費について、必要な事項を定める。

### (同窓会分担金基準)

第 2 条 各学部同窓会分担金の基準は、5 万円 + 前年度新入会員数 × 100 円とする。

2 同窓会分担金は、当年度に入ってから納入するものとする。

### (賛助会員会費)

第 3 条 賛助会員会費は、次の通り定める。

(1) 個人会員は、毎年 3,000 円を納入する。

(2) 法人会員は、毎年 30,000 円を納入する。

### (その他の収入)

第 4 条 その他の収入として、寄付金および特別会費について、次のとおり定める。

(1) 寄付金は、隨時これを受け付けるものとする。

(2) 総会の議を経て、臨時に特別会費を徴収することができるものとする。

### (細則の改正)

第 5 条 本細則を改正しようとするときは、幹事会の審議を経て、総会において決定するものとする。

## 同窓会連合会加盟組織

人文学部同窓会

富山大学教育学窓会

経済学部同窓会・越嶺会

理学部同窓会

医学部同窓会

薬学部同窓会・富山薬窓会

工学部同窓会・仰岳会

高岡短期大学・芸術文化学部同窓会・創己会

富山大学

## 富山大学同窓会連合会組織図(2012~)

